

事 務 連 絡  
令 和 2 年 6 月 1 6 日

各区市町村介護保険主管課（室） 御中

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い  
について（第12報）」に係る時間延長サービス体制（延長加算）の取扱いについて

平素より介護保険制度の運営につきまして御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和2年6月1日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（介護保険最新情報 Vol. 842。以下「第12報」という。）が発出されたところです。

これに関して、東京都指定の通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションを除く。））においては、時間延長サービス体制（延長加算）の届出を行っていない事業所についても、6月サービス実施分から当面の間、第12報に係る延長加算の算定を可能とする取扱いとすることとしました。

具体的には、以下の東京都ホームページを御確認の上、管内事業所への周知等、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、東京都国民健康保険団体連合会にも発出済みであることを申し添えます。

URL：東京都介護サービス情報 > 【重要】新型コロナウイルス感染症関連情報

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/korona\\_uirusu\\_yobou.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/korona_uirusu_yobou.html)

（担当）

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

TEL：03-5320-4593・4175